

副本

平成28年(ㄋ)第25号, 平成28年(ㄋ)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成29年1月19日

準備書面(7)の補充書(1)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

生野裕



同弁護士

上野貴士



同弁護士

井家武男



目 次

1	債権者ら補充書2に対する反論	1
2	債権者ら補充書3に対する反論	3
(1)	新規制基準の策定経緯について	3
(2)	立地審査指針の不存在について	4
(3)	津波原因説による地震対策欠如について	5

本書面では、債権者ら準備書面（7）（新規制基準・適合性審査の補充書2）及び債権者ら準備書面（7）の補充書3（以下、本書面において、それぞれ「債権者ら補充書2」、「債権者ら補充書3」という。）に対し、必要な範囲で反論を行う。

1 債権者ら補充書2に対する反論

債権者らは、債権者ら補充書2において、福島第一原子力発電所事故の発生メカニズムについて、独自の見解を縷々述べたうえで、①福島第一原子力発電所事故の原因は、津波による電源喪失ではなく地震による機器の破損である可能性が高く、②このため、地震動による重要機器・配管損傷の疑いが解明されていない中で策定された新規制基準及びそれに基づく債務者の耐震対策等の安全対策は不十分であるなどと主張する。

まず、①福島第一原子力発電所事故の原因については、これまでに繰り返し主張してきたとおり、福島第一原子力発電所において、安全上重要な設備が地震動により損傷した事実は認められていない。特に、債務者準備書面（7）の第2の1(2)（19～20頁）で述べたとおり、原子力規制委員会は、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告」において、国会事故

調の報告書¹で地震動による配管の破損が1号機の事故原因である可能性が指摘されたことに関して、詳細な検討を行った上で、その可能性を否定している（乙73、乙86）。

また、この点については、IAEA（国際原子力機関）が、42の加盟国及び幾つかの国際機関からの約180名の専門家からなる5つの作業部会を含む広範な国際的協力の下、平成27年8月に取りまとめた「福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書」²において、「発電所の主要な安全施設が2011年3月11日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。しかし、当初の設計上の考慮は、津波のような極端な外部洪水事象に対しては同等の安全裕度を設けていなかった」と評価していることから明らかなおり（乙232（44頁））、津波による全交流電源の喪失が福島第一原子力発電所事故の原因であるというのが国際的な評価である。

次に、②地震動による重要機器・配管損傷の疑いが解明されていない中で制定された新規制基準とそれに基づく債務者の耐震対策等の安全対策は不十分であるとの債権者らの主張については、債務者準備書面（7）の第2の1（2）（20頁）で述べたとおり、原子力規制委員会は、「福島第一原子力発電所事故の全ての設備の故障、破損が具体的な位置や状態までは調査できない状態である。」との認識を示した上で、「当該事故の発生及び進展に関する基

¹ 国会が法律に基づき設けた事故調査委員会（正式名称：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会）が、2012年7月5日付で福島第一原子力発電所事故に係る経緯・原因等を取りまとめた報告書。

² 本事務局長報告は、2015年3月までに利用可能であった数多くの情報源からのデータと情報の評価を基に、事故とその原因、進展及び結果を説明し、主な所見と教訓を取り上げている。

本的な事象は明らかにされており、・・・これらの調査・検討結果により、東京電力福島第一原子力発電所事故で起きたような事故を再度起こさないため、地震、津波等の外部事象を含めた、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓は得られている。」とし、結論として、「東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的な損傷設備や損傷箇所の解明自体は、新規制基準を策定する上で必ずしも必要ではない。また、解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、新規制基準を策定することは可能である。」との見解を示している（乙122（57頁以下））。したがって、新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の発生・進展状況から得られる教訓を踏まえて策定されたもので、同様の事故を再度発生させないために十分な内容であり、また、原子力規制委員会によって同基準に適合することが確認されている債務者の安全対策が、福島第一原子力発電所事故の発生・進展状況から得られる教訓を踏まえたもので、同事故のような放射性物質が大量に飛散する事故の発生防止に十分な内容であることは明らかである。

以上から、債権者ら補充書2における債権者らの主張は、いずれも当を得ない。

2 債権者ら補充書3に対する反論

債権者ら補充書3における債権者らの主張は、その要旨において、概ね債権者ら準備書面（7）及び債権者ら補充書2の繰り返しであるため、以下、要点を絞って反論する。

(1) 新規制基準の策定経緯について

債権者らは、新規制基準は、原子力規制委員会の下に設置された「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」の発足後、わず

か8か月程度で策定されていることを理由に、新規制基準の内容が不合理であるかのように主張する（債権者ら補充書3の第2（3～6頁））。

しかしながら、債務者準備書面（7）の第1（1～17頁）で策定経緯を詳細に述べたとおり、新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の直後から、原子力規制委員会発足前の各組織が調査・究明を進めてきた事故原因や安全対策の検討内容等も十分に踏まえて策定されたもので、実質的には、事故後、2年以上の丁寧な検討を経て策定されたものである（乙122（41～56頁））。したがって、債権者らの主張は当を得ない。

(2) 立地審査指針の不存在について

債権者らは、福島第一原子力発電所事故における放射性物質の飛散範囲や中央構造線での巨大地震による事故発生の蓋然性等を踏まえると、本件発電所が立地審査指針に違反していることは明白であるから、本件発電所の設置許可は無効であると主張する（債権者ら補充書3の第3（6～14頁））。

しかしながら、債務者準備書面（7）の第2の2(3)（26～27頁）において述べたとおり、本件3号機に係る原子炉設置変更許可処分について、立地審査指針に基づく審査がなされていないことをもって瑕疵があるとする債権者らの主張は当を得ない。

もっとも、以上の点を措くとしても、債権者ら準備書面（5）の補充書3の第1の1（6頁）において債権者ら自ら認めるとおり、「人格権侵害に基づく差止請求権の存否が問題となって」いる「行政裁判ではない本裁判では、」本件3号機「の安全性を確保出来ているか否かが第一義的な争点であり、」原子力規制委員会における規制「が不合理であるかどうかという点は、」間接事実の1つに過ぎず「第一義的な争点とはならない」のであるから、本裁判において、上記の債権者らの主張が的を射ていないことは明らかである。

(3) 津波原因説による地震対策欠如について

債権者らは、福島第一原子力発電所事故の原因について、原子力規制委員会が津波原因説を採用したために、新規制基準における耐震対策及びそれに基づく債務者の耐震対策等の安全対策は不十分となっているなどと改めて主張するが（債権者ら補充書3の第4（14頁））、これに対する債務者の反論は、上記1で述べたとおりであるから、再論はしない。なお、念のため付言しておくが、債権者らは、津波原因説を採用した結果、新規制基準における耐震基準が、それ以前の基準である耐震設計審査指針（平成18年改訂）とほぼ同一であり、その点は債務者も答弁書において認めていると主張するが（債権者ら補充書3の第4（14頁））、債務者は、答弁書の当該部分において、「新規制基準と耐震設計審査指針（平成18年改訂）は、福島第一原子力発電所事故等において、地震動評価及び基準地震動 S_s の策定手法自体に問題があることを示す知見は得られていないことから、基本的な手法についてはほぼ同一であるものの、一方で、自然的立地条件をより詳細に把握する観点から、活断層の解釈の明確化や地下構造による地震波の増幅の考慮に関する記載の充実化など、その適用面でより詳細な調査・検討が求められている点において、新規制基準はより高度化したものとなっている」旨を述べているのであり（答弁書121～122頁）、債権者らは、債務者の主張を正しく理解していない。ちなみに、債務者が、高度化した新規制基準に基づいて、改めて本件3号機の地震動評価を保守的に行い、基準地震動 S_s として従来値を上回る650ガルを設定した上で、耐震安全性の確保に万全を期していることは、答弁書及び債務者準備書面（5）等において、これまでに繰り返し主張してきたとおりである。

以上